

船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年2月25日 10時50分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼北東方沖 大王埼灯台から真方位040° 1.1海里付近 (概位 北緯34°17.4′ 東経136°54.8′)
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{リブラ} Libraは、航行中、推進器が絡索し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Libra、5トン未満（長さ8.13m）
船舶番号、船舶所有者等	235-28831愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機走中、定置網の外側のロープに推進器が絡索し、運航不能となった。</p> <p>本船は、漁業組合の船舶によって絡索から離脱され、自力で航行し、入航予定のマリーナに向かった。</p> <p>船長は、航行海域付近に定置網が存在することを知っていたが、本事故当時、太陽光の海面反射で同網の浮標等が視認しづらい状況であったところ、前方海域を航行する他船を認めたので、他船と同様の進路で行けば支障はないと思った。</p>
分析	<p>本船は、太陽光の海面反射で定置網の浮標等が視認しづらい状況下、航行中、船長が、航行海域付近に定置網が存在することを知っていたものの、前方海域を航行する他船を認め、他船と同様の進路で行けば支障はないと思い、同進路で航行を続けたことから、定置網付近に向かうこととなり、推進器が定置網のロープに絡み、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長が前方海域に認めた他船は、本インシデント発生場所付近を航行した可能性があると考えられるが、定置網のロープに絡索せずに通過した状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	本事故は、太陽光の海面反射で定置網の浮標等が視認しづらい状況下、本船が航行中、船長が、航行海域付近に定置網が存在することを

	<p>知っていたものの、前方海域を航行する他船を認め、他船と同様の進路で行けば支障はないと思い、同進路で航行を続けたため、定置網付近に向かうこととなり、推進器が定置網のロープに絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、沿岸付近の海域を航行する場合、事前に定置網の詳細な位置情報を入手し、同網から十分に距離を離して航行すること。